

インバウンド向け着地型旅行商品造成販売事業

企画コンペ実施要領

インバウンド向け着地型旅行商品造成販売業務を受託する事業者を選定する企画コンペを実施するにあたり、必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

本県において、来訪する外国人観光客数は増加傾向にあるものの、滞在時間の延長や来訪者の再訪意識に訴求する観光体験等の滞在型コンテンツが不足している現状がある。外国人観光客（インバウンド）においても、「個人旅行化（FIT）」や「モノからコトへの嗜好性の変化」が進んでいることから、来訪者ニーズを捉えた観光体験コンテンツ等の企画・造成が課題となっている。

本事業では、本県に来訪する外国人観光客（インバウンド）に対応し、滞在時間の延長やそれに伴う観光消費額の増を図るため、インバウンド向けの着地型旅行商品（観光体験コンテンツ等）の発掘、魅力向上及び新たな観光コンテンツの造成と販売に繋げる目的で実施するものである。

2 業務内容

インバウンド向け着地型旅行商品造成販売事業業務委託仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおりに

3 業務委託期間

契約締結の日～令和5年2月28日（火）

4 予算額

5,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加要件

本業務委託の企画コンペの資格要件は次のとおりとする。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 公募開始の日以前6か月以内に金融機関において、不渡手形等を出し

ていないこと。

(3) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(4) 自己又は自社の役員が、次のアからキのいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係者を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(5) 共同企業体の構成員でないこと。

6 企画コンペのスケジュール及び実施方法

(1) スケジュール

公募開始	令和4年6月13日（月）
質問書受付締切	令和4年6月15日（水）15時（必着）
企画コンペ参加申込締切	令和4年6月21日（火）17時（必着）
企画提案書提出締切	令和4年6月29日（水）17時（必着）
審査会（プレゼンテーション）	令和4年7月7日（木）
結果通知	審査会終了後1週間程度

(2) 質問の受付及び回答

企画コンペに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。

- ① 提出書類 質問書（様式1）
- ② 受付期間 令和4年6月15日（水）15時まで（必着）
- ③ 提出先 一般社団法人佐賀県観光連盟

住所：〒840-0041 佐賀市城内 1-1-59

TEL：0952-26-6754

FAX：0952-26-7528

Mail：Li-Peng@saga-kanko.jp

Setsu-hin@saga-kanko.jp

- ④ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、電子メール
※ファクシミリ及び電子メールの場合は、送信後、必ず着信確認の電話をすること。
- ⑤ 回 答 令和4年6月15日（水）18時までに質問者に対し、電子メールにより回答する。

(3) 企画コンペへの参加申込

- ① 提出書類
企画コンペ参加申込書（様式2）、団体概要及び実績（様式3）、誓約書
- ② 受付期間 令和4年6月21日（火）17時まで（必着）
- ④ 提出先 上記（2）の③に同じ
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送
- ⑤ 提出部数 各1部
- ※期限までに必要書類の提出がなかった場合、企画コンペへの参加は認めない。

(4) 企画提案書の提出

- ① 提出書類
- ア 企画提案書（任意様式）
- ・用紙のサイズはA4版で両面印刷長辺綴じ（図表等については、A3版の片面印刷で折り込みも可能）とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上とすること。
 - ・提案する企画に係る費用の総額は、上記4の委託上限額を超えないものとする。
 - ・企画提案書には、次の項目について記載すること。

- 説明会等の開催について（説明会開催に係る業務全般、参加者募集、説明会内容等）
- 説明会後の県内事業者へのフォローアップについて
- 造成したコンテンツのモニター実証について
- 上記実証に対するアンケート調査の実施、分析報告について
- 実施体制の構築について

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①当委託業務の実施及び進捗管理を行う責任者
(プロフィール、これまでの活動実績等を記載)②事業運営のために提供可能な実施体制、要員③過去5年間での類似業務の請負実績○ 実施スケジュール○ 見積書 |
|---|

イ 見積書 (任意様式)

・見積書は見積額 (消費税及び地方消費税額を含む。) 及びその明細について記載する。見積書の宛名は「一般社団法人佐賀県観光連盟」とすること。

- ② 受付期間 令和4年6月29日 (水) 17時まで (必着)
- ③ 提出先 上記 (2) の③に同じ
- ④ 提出方法 持参又は郵送 (簡易書留等、送達の記録が残る方に限る。)
- ⑥ 提出部数 6部 (正本1部・副本5部)

(5) 企画コンペ (プレゼンテーション・審査会) の実施

- ① 日 時 令和4年7月7日 (木)
※個別の時間については、後日参加者に別途連絡する。
- ② 場 所 後日別途通知
- ③ 準 備 プロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は連盟で用意するので、事前に連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。
- ④ 実施方法 会場において対面でのプレゼンテーションを行うこととするが、希望があれば、ZOOMなどのWeb会議システムを使用してオンラインでプレゼンテーションを行うことも可能とする。

(6) 審 査

審査員は、別に定める審査項目に従い審査を行い、事業者を1者決定する。なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

- ① 審査項目 別表「企画書審査基準」のとおり
- ② 結果通知 全ての提案者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は一切認めない。

7 契約に関する事項

(1) 契約候補者の特定

連盟は、審査で特定した者を、本業務契約に係る随意契約の契約候補者として特定する。ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。

- ① 契約候補者が本業務の契約の締結を辞退したとき。
- ② その他の理由により契約候補者との契約が不可能となったとき。

(2) 業務契約金額

業務契約金額は、4の委託上限額を超えないものとする。

(3) 業務契約内容及び実施条件

- ① 本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重しつつ、協議の上、連盟において定める。なお、協議の過程で提案の一部の変更を求めることがある。
- ③ 提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 業務の再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ連盟の承諾を得ること。

8 その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出する企画案は参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (3) 企画コンペに係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費、企画コンペに参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。
- (4) 虚偽の記載した参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなったものが提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (6) 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7) 企画コンペ参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに9の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。

9 問い合わせ先

一般社団法人佐賀県観光連盟 誘客推進部 森田・薛（セツ）

〒840-0041 佐賀市城内一丁目 1-59

TEL : 0952-26-6754 FAX : 0952-26-7528

E-Mail : Li-Peng@saga-kanko.jp

setsu-hin@saga-kanko.jp